

## 随意契約理由書

契約の相手方	株式会社 桜ノ宮興起
工事名	(準)僧尾川改修工事その3
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当
随意契約の理由	<p>本工事は、僧尾川において河川整備目標流量を確保するため、河川断面の拡幅を行うものである。</p> <p>施工にあたっては、河川内での施工を安全に実施するため、湯水期中（11月から翌年5月）に工事を行う必要があり、そのためには、可能な限り早期に着工する必要がある。</p> <p>工事契約にあたり、令和元年10月16日に競争入札に付したが、同年11月1日の開札の結果、応札者がなく入札中止となった。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項8号「競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当することから、上記業者と本工事の随意契約を行い、早期着手する。</p> <p>なお、業者選定にあたっては、本件河川における施工実績を有する業者等に打診したところ、いずれも技術者配置が困難等の理由により不調となった。</p> <p>そこで、当建設事務所で河川単価契約工事を請け負っており、当事務所管内の河川における現場条件等を熟知している上記業者に打診したところ、協議が整ったことから、本業者を選定した。</p>
担当部署 (問合せ先)	建設局北建設事務所 (電話番号:981-5191)